

刑事事件通報者への注意事項

事件が起きたら、慌てずに自身の權益を知りましょう!

一、親告罪事件：

- (一) 親告罪となる刑事事件については、書面または口頭によって各郷（鎮、市、区）役所の調解委員会に和解調停を申立てます。
- (二) 親告罪事件の告訴は、告訴する者が犯人を知悉してから6か月以内にこれを行います。告訴人は第一審の弁論終了前に、刑事訴訟法第238条第1項の規定に従って告訴を撤回できます。

二、非親告罪事件：非親告罪の事件は撤回できません。刑事訴訟法第251条の規定に従って、檢察官は調査によって得られた証拠に基づき、被告に犯罪の嫌疑が十分に認められる場合、公訴します。

三、事件の調査進捗状況の検索：

- (一) 刑事事件の3枚つづりの届出書は通報の記録のみに使用され、その他の証明には使用されません。
- (二) 通報から2日後、「内政部警政署ホームページ (<http://www.npa.gov.tw>)」→「協助維護治安查起詢（治安維持協力検索）」→「受理刑事案件報案三聯單查詢系統（刑事事件届出書〈3枚つづり〉受理検索システム）」で受理状況が検索できます。通報した内容が見つからない場合は、手紙、または警政署ホームページから直接リンクされている刑事警察局ホームページの民衆留言信箱（ご意見メールボックス）(<http://www.cib.gov.tw/>)、または各警察機關の督察室、監督查察部署まで検挙してください。（刑事事件届出書〈3枚つづり〉部分）
- (三) 乗用車・二輪車の遺失・窃盜（ナンバープレートを含む）が受理されてから6時間後、「内政部警政署ホームページ (<http://www.npa.gov.tw>)」→「協助維護治安查起詢（治安維持協力検索）」→「受理報案汽機車失竊四聯單查詢系統（乗用車・二輪車の遺失・窃盜通報届出書〈4枚つづり〉受理検索システム）」で受理状況が検索できます。通報した内容が見つからない場合は、手紙、または警政署ホームページから直接リンクされている刑事警察局ホームページの民衆留言信箱（ご意見メールボックス）(<http://www.cib.gov.tw/>)、または各警察機關の督察室、監督查察部署まで検挙してください。（乗用車・二輪車の遺失・窃盜通報届出書〈4枚つづり〉部分）
- (四) 事件調査の進捗状況については、当初、通報を受理した機關（連絡先電話：）と調査隊（連絡先電話：）に問い合わせるか、あるいはインターネットで各警察機關のサービス（便民:市民サービス）お問い合わせメールをご利用ください。また、事件の所轄が別の機關で、事件調査の進捗状況を調べたい場合は、調査の引継部門：、連絡先電話：（）に問い合わせるか、あるいはインターネットで各警察機關のサービス（便民:民衆サービス）お問い合わせメールをご利用ください。

四、皆さんの權益を守る協力機關：

- (一) 家庭内暴力、性的暴力、セクシャルハラスメント事件について、警察機關は法に基づいて各所轄機關に通報して関連する協力を提供します。また、「113保護ホットライン」、「内政部家庭暴力防治委員会」（ホームページ <http://dspc.moi.gov.tw/>）、各県・市政府の「家庭暴力と性的暴力防治センター」、「婦女救援基金会」（<http://www.twrf.org.tw/>）へも協力要請ができます。
- (二) 被害補償や保護に関する問題については、「財団法人犯罪被害人保護協会」へお問い合わせください（被害者保護ホットライン：0800-005-850、ホームページ <http://www.cvpa.org.tw/>）。
- (三) 詐欺の疑いがある事件に遭遇したり、不明な電話がかかってきたら、「165詐欺撲滅ホットライン」へ電話して確認するか、「165全民防騙超連結（国民詐欺防止ハイパーリンク）」（<http://165.gov.tw/index.aspx>）へ検挙または通報してください。
- (四) 専門的な法律の助けが必要でありながら、訴訟費用と弁護士費用が負担できない方は、法律扶助基金会（<http://www.laf.org.tw/>）へ問い合わせ、法律相談の協力を求めてください。
- (五) 身分証明書やクレジットカード、健康保険カード、その他の関連証明書を紛失した場合は、不法に使用されてご自身の權益が損なわれないよう、すみやかに関連機関にて遺失手続きのうえ、再発行を受けてください。